

令和6年第5回八頭町議会定例会 提案理由書（令和6年6月5日）

報告第4号

一般財団法人八頭町農業公社の経営状況について

令和5年度の事業概要を申し上げます。

農地の利用権設定等の業務（3ページ）では、5.3ヘクタールの農業経営基盤強化促進法による利用権設定と、120.9ヘクタールの農地中間管理事業を行っております。

農作業の受委託業務は、耕耘、代かき、田植え、稲刈りで、25.5ヘクタール、畦塗り、763メートル、堆肥散布、17.6ヘクタールの業務を行いました。

次に、貸借対照表（7ページ）で見ますと、資産の部の流動資産では、現金預金が、1,133万1千円余であります。

固定資産では、定期預金、2,000万円、特定資産は、建物、304万円余、建物付属設備、16万7千円余で、固定資産合計は、2,107万9千円余となり、資産合計といたしまして、3,385万円余となっております。

負債の部では、未払金法人税等が、11万2千円余などであり、負債合計としましては、88万7千円余で、資産合計と負債及び正味財産合計は、それぞれ、3,385万円余であります。

（10ページ）収支計算書で申し上げますと、決算額で次期繰越収支差額が、1,188万4千円余となり、（11ページ）当期末残高となります。

公社の経営方針としまして、今後も、利用権設定に伴います受託面積の拡大を図るとともに、令和2年度に策定しました、「第2次八頭町農業ビジョン」のプラン実行に向け、公社としての事業展開を図ってまいりたいと考えております。

報告第5号

八東地域振興株式会社の経営状況について

令和5年度の事業概要を申し上げます。

豊かな自然環境を活かし、屋外レジャー・イベントなどのニーズに応えるよう、「フルーツ」「バイク」「鉄道」「音楽」の4つをキーワードに、町内宿泊者向けのフルーツ狩りプランを設けるなど、各種事業を実施しました。

観光客の確保については、コロナ禍において粘り強い情報発信やイベント開催、特産フルーツの販売促進に努めたことにより、一定のファン層を獲得でき

たとみられ、前年にも増して客数・売上の大幅向上となりました。

豊作による果物の価格下落、資材や仕入価格・光熱水費高騰のなかではありましたが、経費の削減や適正な売価設定など費用面の圧縮に努めたこと、また、りんご観光園の大幅な収益の向上等により、総売上高については5,488万円余、当期純利益は267万円余を計上いたしました。

今後につきましても「フルーツの町八頭町」の地域振興の拠点施設となるよう運営に努めてまいります。

報告第6号

八頭町土地開発公社の経営状況について

八頭町土地開発公社の経営状況について報告いたします。

令和5年度は、公社運営のための通常業務を行いました。

次に決算の概要についてご報告いたします。

（3ページの）収益的収入及び支出であります、収入は事業外収益として、4百円余です。

支出につきましては、一般管理費として、町・県の法人税、7万3千円余を支出しております。

次に（4ページの）資本的収入及び支出であります、資本的収入、支出はありません。

（5ページの）賃借対照表資産につきましては、現金及び預金、2,368万6千円余となっています。

また、負債・資本につきましては、資本金、500万円、前期繰越準備金、1,875万9千円余、当期損出は、マイナス7万2千円余で、資産並びに負債及び資本、それぞれの合計額は、2,368万6千円余となりました。

報告第7号

令和5年度八頭町繰越明許費繰越計算書について

最初に一般会計の主な事業等を申し上げます。

総務費は、財産管理費、若桜鉄道対策費、戸籍住民基本台帳費、民生費は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業、低所得者支援・定額減税補足給付金事業の経費であります。

農林水産業費は、農業農村整備事業、県営嶽山線開設事業、森林作業路網災害復旧対策事業等の経費であります。

土木費は、除雪対策事業、道路ストック長寿命化事業、橋梁メンテナンス事

業、町道と見谷部線ほか町道改良・新設事業等の経費、教育費は、中学校管理運営費であります。

災害復旧費は、昨年８月の豪雨による農林業、公共土木施設等災害復旧費であります。

一般会計で２８事業、１６億４,７７２万１千円を繰越しました。

次に、特別会計です。

農業集落排水特別会計では、施設管理費、２１６万４千円を繰越いたしました。

報告第８号

令和５年度八頭町継続費繰越計算書について

一般会計は、教育費の小学校改修事業費で、工事請負費、委託料、１億４,７７３万１千円です。公共下水道特別会計では、下水道事業費のストックマネジメント事業の委託料、２,７００万円を継続費の繰越としております。

議案第６０号

町有財産（建物）の処分について（新庄公民館）

令和６年２月新庄自治会会長より、「新庄公民館（建物）」の無償での普通財産譲渡申請書が提出されております。

「新庄公民館」は、鉄骨造平屋建、床面積１２９.６平方メートルで、八頭町船岡に昭和４９年に建設され、従来から新庄自治会が管理し、使用しています。

この度、新庄自治会へ「新庄公民館」を無償で譲渡しようとするものです。

議案第６１号

町有財産（建物）の処分について（隼福公民館）

令和６年３月隼福自治会会長より、「隼福公民館（建物）」の無償での普通財産譲渡申請書が提出されております。

「隼福公民館」は、八頭町隼福に平成５年に「隼福集会所」と併設して、建設されました。鉄骨造二階建、床面積１５１.９５平方メートルで、従来から隼福自治会が管理し、使用しています。

この度、隼福自治会へ「隼福公民館」を無償で譲渡しようとするものです。

議案第 6 2 号

町有財産（建物）の処分について（隼福集会所）

令和 6 年 3 月隼福自治会会長より、「隼福集会所（建物）」の無償での普通財産譲渡申請書が提出されております。

「隼福集会所」は、八頭町隼福に平成 5 年に「隼福公民館」と併設して、建設されました。鉄骨造二階建、床面積 1 9 7 . 4 5 平方メートルで、従来から隼福自治会が管理し、使用しています。

この度、隼福自治会へ「隼福集会所」を無償で譲渡しようとするものです。

議案第 6 3 号

町有財産（建物）の処分について（隼福老人憩の家）

令和 6 年 3 月隼福自治会会長より、「隼福老人憩の家（建物）」の無償での普通財産譲渡申請書が提出されております。

「隼福老人憩の家」は、木造平屋建、床面積 6 8 . 0 4 平方メートルで、八頭町隼福に昭和 6 2 年に建設され、従来から隼福自治会が管理し、使用しています。

この度、隼福自治会へ「隼福老人憩の家」を無償で譲渡しようとするものです。

議案第 6 4 号

鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」が令和 5 年 1 2 月に公布されております。

今後、現行の被保険者証が令和 6 年 1 2 月 2 日以降、発行されなくなることに伴い、広域連合規約の一部を変更する必要があるため、当該規約の一部変更に関し関係市町村と協議しようとするものです。

議案第 6 5 号

八頭町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」で定める地方税の減収補てん措置について、「同法第 2 4 条の地方税の課税免除又は不均一課税

に伴う措置が適用される場合等を定める省令」により、規定される固定資産の取得期限を令和９年３月３１日まで延長する改正がなされました。

この改正に伴い、当該固定資産税の課税免除に関する条例について所要の改正を行うものです。

議案第６６号

八頭町集会所条例の一部改正について

議案６０号で上程しました「新庄公民館」を新庄自治会に、議案第６１号で上程しました「隼福公民館」、議案第６２号で上程しました「隼福集会所」を隼福自治会に、それぞれ無償譲渡することにあたり、条例の別表から削除しようとするものです。

議案第６７号

八頭町老人憩の家条例の一部改正について

議案第６３号で上程しました「隼福老人憩の家」を隼福自治会に無償譲渡するにあたり、条例の別表から削除しようとするものです。

議案第６８号

八頭町交流広場条例の廃止について

当施設は、平成２１年度まで指定管理者により、施設の維持管理を行っていましたが、平成２２年度以降、指定管理者が撤退し、今後も利用予定が無いことから遊休施設となっております。

過疎対策事業債の償還は完了しており、普通財産に変更して広く一般の方にも貸与できる環境にするため、本条例を廃止しようとするものです。

議案第６９号

八頭町家庭的保育事業等の設備運営に関する基準を定める条例の一部改正について

本条例は、「児童福祉法」第３４条の１６の規定と内閣府令で定める基準をもとに、八頭町家庭的保育事業等の設備運営に関する基準を定めたものです。

この度、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」の公布等に伴い、家庭的保育事業等の職員の配置基準を見直すなど、所要の改正を行うものです。

議案第 70 号

八頭町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の公布に伴い、地域包括支援センター運営協議会の定義の引用条文が移動したため、この度、所要の改正を行うものです。

議案第 71 号

八頭町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部改正について

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の公布に伴い、この度、地域包括支援センターの員数配置の基準について、常勤換算方法によることを可能とする所要の改正を行うものです。

議案第 72 号

令和 6 年度八頭町一般会計補正予算（第 2 号）

今回の補正は、既定の歳出歳入予算の総額に、歳入歳出それぞれ、1 億 5,172 万円を追加しようとするものです。

歳入の主なものを申し上げます。

国庫支出金は、児童手当国庫負担金、3,310 万円余、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、380 万円余、子ども・子育て支援事業費補助金、330 万円余の計上です。

県支出金は、営農再開支援事業県補助金、110 万円余、諸収入は、国道改良事業補償費、100 万円余を追加しております。

町債は、町道明辺線改良事業債、450万円、中学校施設整備事業債 4,140万円、公民館整備事業債 6,220万円を計上しました。

次に歳出の主なものを申し上げます。

総務費は、財産管理費に、郡家駅前駐車場整備に係る測量設計委託料、690万円余を追加し、民生費では、児童手当給付事業、3,520万円余、農林水産業費は、農業振興総務費、160万円余、土木費は、町道明辺線改良事業、450万円余、消防費は、耐震改修等事業費、130万円余の計上です。

教育費は、中学校管理運営費に、校舎屋根防水等改修に係る経費、4,140万円余、公民館総務費に、中央公民館大集会室天井改修に係る経費、6,220万円余、八東ふれあいスポーツセンター管理費、110万円余を追加し、予備費で調整をしております。

議案第73号

令和6年度八頭町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

今回の補正は、既定の歳出歳入予算の総額に、歳入歳出それぞれ、331万7千円を追加しようとするものです。

歳入では、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金として、国庫支出金、331万7千円の計上です。

歳出は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化実施に係るシステム改修費等の経費として、総務費、331万9千円を追加し、予備費で調整いたしました。

議案第74号

令和6年度八頭町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

今回の補正は、資本的収入及び支出にかかるものであり、収入では、企業債を220万円追加しております。

支出は、施設改良費（工事請負費）、229万円余を追加し、収支不足分につきましては、当年度損益勘定留保資金及び引継現金により補てんしております。